

## No. 3 一宮市

|            |   |              |                             |              |
|------------|---|--------------|-----------------------------|--------------|
| 担当部課名      |   | TEL          | 直通・内線                       | FAX          |
| 環境部 廃棄物対策課 |   | 0586-45-5374 | 直通                          | 0586-45-0923 |
| 住所         | 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52   |              | 担当者氏名                       | 野々村          |
| URL        | https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/haikibutsutaisaku/1043987/1043988/1000174/1013596.html | E-mail       | haiki@city.ichinomiya.lg.jp |              |

### (1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

| 人槽区分 | 限度額     | 特定地域 | 人槽区分    | 限度額     | 特定地域 |
|------|---------|------|---------|---------|------|
| 5人槽  | 332,000 | —    | 11～20人槽 | 548,000 | —    |
| 7人槽  | 414,000 | —    | 21～30人槽 | 548,000 | —    |
| 10人槽 | 548,000 | —    | 31～50人槽 | 548,000 | —    |
|      |         |      | 51人槽以上  | 補助しない   | —    |

### (2) [ 令和6年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

| 5人槽 | 7人槽 | 10人槽 | 合計 |
|-----|-----|------|----|
| 40  | 22  | 1    | 63 |

前年度実績基数 (44基)

### (3) [ 補助対象地域 ]

- 一宮市内のうち次の区域を除く全域

①補助金の交付申請時点において下水道法に基づく公共下水道事業計画区域 (同日現在既に下水道工事が完了している区域並びに同日現在下水道工事に着手している区域及び着手する事が確実な区域に限る)

②市長が指定した区域

### (4) [ 特定地域の有無 ] 無

### (5) [ 補助対象条件 ]

- ①専用住宅 (延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む)
- ②処理対象人員50人以下の環境配慮型浄化槽を転換設置しようとする者 (個人に限る)

※環境配慮型浄化槽とは浄化槽の消費電力が以下の消費電力基準以下であること

表1-1 消費電力基準 (通常型 BOD10mg/ℓ以下 りん除去型)

(単位 W)

| 人槽(人)      | 消費電力 (通常型) | 消費電力 (BOD10mg/ℓ以下) | 消費電力 (りん除去型) |
|------------|------------|--------------------|--------------|
| 5          | 39         | 53                 | 83           |
| 7          | 55         | 75                 | 90           |
| n (10人槽以上) | n × 7.5    | n × 10.2           | n × 15.7     |

### (6) [ 欠格要件 ]

- ①建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認が必要な建築 (新築・改築・増築・移転) に伴い環境配慮型浄化槽を設置 (浄化槽の変更を含む) する者
- ②浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査を受けずに環境配慮型浄化槽を設置する者
- ③実績報告時に一宮市内に住所を有しない者
- ④建物又は土地を借りている者で、転換設置について賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤補助事業の年度内に転換設置を完了することができない者
- ⑥補助金の交付決定前に補助事業に係る工事を着工した者
- ⑦市税に未納がある者
- ⑧暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下、「暴対法」という) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ) 及び暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員と緊密な関係を有する者

### (7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- 提出期限：当該年度の1月末日

また、工事着工予定日は、申請日から起算して10日を経過した日以降でなければならない

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③既存便槽の写真、位置図
- ④配置図及び排水経路図 (設置する浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管及び弁が明記されたもの)
- ⑤浄化槽工事見積書の写し (浄化槽の価格及び設置費並びに廃止する既存便槽の処分費用が記載された)

もの)

- ⑥浄化槽設置工事請負契約書の写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑨浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前に資格を取得した設備士については特別講習の修了証書の写し
- ⑩型式適合認定書及び仕様書・図面
- ⑪建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑫市税に未納のない証明書
- ⑬暴力団排除に関する誓約書
- ⑭その他、市長が必要と認める書類

・大型浄化槽の管理者がその住宅団地の大型集中浄化槽を廃止し、各戸に戸別の浄化槽を設置する場合

- ①～⑬
- ⑭事業計画書
- ⑮収支予算書
- ⑯規約
- ⑰事業実施の決議書
- ⑱位置図
- ⑲その他市長が必要と認める書類

#### (8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了日から起算して1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
  - ②浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
  - ③浄化槽法定検査契約書（7条及び11条）の写し
  - ④浄化槽法定検査依頼書（7条検査手数料納付済）の副本
  - ⑤転換設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
  - ⑥浄化槽設備士の証するチェックリスト
  - ⑦工事施工の写真（建物の一部が写り込んだサービス判サイズの写真に説明と撮影日を記載してA4縦長の用紙に添付又は印刷したもので、次の各号に掲げる状態が確認できるもの）
    - ア 工事着工前
    - イ 宅内配管工事の施工状況が確認できるもの
    - ウ 既存便槽の撤去が確認できるもの（撤去費加算対象工事のみ）
    - エ 浄化槽設備士が実地に監督又は工事を行っていること
    - オ 基礎工事の栗石地業及び捨てコンクリートの施工状況
    - カ 据付工事において、水平を確認しつつ水締め及び突き固め作業を行っている状況
    - キ バルブの操作など維持管理が容易に行えること
    - ク 浄化槽の型式認定証
    - ケ ポンプの設置が確認できるもの（ポンプ設置の場合）
    - コ 上部スラブコンクリート
    - サ 工事完了後（工事着工前と同一地点から撮影したもの）
  - ⑧浄化槽使用開始報告書の写し
  - ⑨既存みなし浄化槽を廃止した場合は、浄化槽廃止届の写し
  - ⑩既設みなし浄化槽を廃止した場合は、当該浄化槽の使用の廃止にあたって実施した清掃の記録の写し
  - ⑪その他市長が必要と認めるもの

・大型浄化槽の管理者がその住宅団地の大型集中浄化槽を廃止し、各戸に戸別の浄化槽を設置した場合

- ①～⑩
- ⑪事業実績書
- ⑫収支清算書
- ⑬その他市長が必要と認めるもの

#### (9) 【 その他 】

- ①既存みなし浄化槽を撤去処分する場合は、撤去処分費を限度額とし、12万円を加算する補助額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
- ②汲み取り便槽を撤去処分する場合は、撤去処分費を限度額とし、9万円を加算する補助額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限21万円の補助を行っている
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限30万円の上乗せ補助を行っている